

災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

狛 江 市

株式会社ロゴスコーポレーション

船 山 株 式 会 社

災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店（以下「乙」という。）及び船山株式会社 東京本店（以下「丙」という。）は、災害時におけるアウトドア用品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能なアウトドア用品等を丙が迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が丙に供給要請をすることのできるアウトドア用品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給要請）

- 第3条 甲は、災害時において、アウトドア用品等の供給の必要がある場合は、丙に対して、供給を要請することができる。
- 2 甲は、前項の要請は、アウトドア用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けた場合、乙に対して報告し、優先して供給できるアウトドア用品等を調達するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 アウトドア用品等の引渡場所は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 アウトドア用品等の単価は、災害時における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 丙は、アウトドア製品等の引渡し後、速やかにアウトドア製品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、丙に請求されたアウトドア用品等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲、乙及び丙は、それぞれに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当課長にあたる者を、丙にあつては担当課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

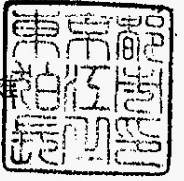
この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号
代々木1丁目ビル8階

株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店

常務執行役員 吉田 良浩

丙 東京都中央区月島二丁目20番15号

船山株式会社 東京本店

取締役本店長 多田